

園則兼運営規程

幼保連携型認定こども園
三京えのきこども園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えのき会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条（以下「認定こども園法」という。))に基づき設置する幼保連型認定こども園三京えのきこども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この園則は、認定こども園法施行規則第16条に基づく運営規程を兼ねる。

(名称及び所在地)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 三京えのきこども園と称する。

2 本園の所在地は、長崎市三京町805番地とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第3条 本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。

3 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

(1) 心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体機能の調和的発達を図る。

(2) 身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人と関わる力を養う。

(3) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成する。

(4) 様々な環境に好奇心や探求心を持って自らが関わりを持って生活する力を育成する。

(5) 造形、身体による表現、音楽等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成する。

(7) 年齢に応じた内容を子ども達と共に考え、実践し、感じる活動をする中で、命や平和を尊ぶ基礎を作る

(8) 本園は、「長崎市幼保連携型認定こども園が学級編成職員設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日長崎市条例第40号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(教育・保育の内容)

- 第4条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育。保育を提供するものとする。
- 2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
 - (1) 延長保育
 - (2) 障がい児保育
 - (3) その他教育保育に係る行事等
 - 3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

(給食及び食育)

- 第5条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。
- 2 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。
 - 3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

(地域における子育て支援)

- 第6条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。
- (1) 育児相談
実施曜日 : 月曜日～金曜日(祝祭日除く)
実施時間 : 9:00～17:00

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第7条 教育・保育の実施に当たり配慮する職員の職種、員数及びその職務内容は、別表1の通りとする。ただし、利用園児の受入状況などにより、員数が変動する場合があります。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。
 - 3 職員は、この規定及びこれに付随する諸規定を守り、園長の指示に従い秩序を維持するとともに、その責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行わなければならない。

(利用定員)

- 第8条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。
- (1) 法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定子ども」という。) 15人

- (2) 法第 19 号第 1 項第 2 号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 53人
- (3) 法第 19 号第 1 項第 3 号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 27人

（教育・保育の提供を行う時間）

第 9 条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間に係る保育時間（11 時間）
7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）
8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間（4 時間）
9 時から 13 時までとする。

（教育・保育の提供を行う日及び行わない日）

第 10 条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日とする。

- 2 当園の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
 - (3) 国民の祝日、国民の休日
- 3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。
 - (1) 夏季休業 8 月 13 日から 8 月 15 日まで
 - (2) 冬季休業 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
 - (3) 土曜日
- 4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前 2 項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

（学年及び学期）

第 11 条 本園の教育に係る学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 前項の学年は、次の学期に分ける。
 - (1) 第 1 学期 4 月 1 日 から 8 月 31 日 まで
 - (2) 第 2 学期 9 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
 - (3) 第 3 学期 1 月 1 日 から 3 月 31 日 まで

(教育・保育利用の開始に関する事項)

第12条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

- 2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、抽選や先着順及び設置者の理念に基づき選考を行う。
- 3 2号及び3号認定子どもについては、長崎市による利用調整を経るものとする。
- 4 本園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。
- 5 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を期した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(退園、休園及び転園に関する事項)

第13条 退園及び転園等による教育・保育の提供を終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずる。

(利用の終了に関する事項)

第14条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 3号に認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
- 2 登園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第15条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額）について、あらかじめ、保護者に用途・金額・理由を説明し、書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（実費徴収）についてその都度、保護者に用途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

4 全各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。なお、口座振替をご利用の場合、通帳記帳を持って領収書に代えさせていただく。

5 第2項及び第3項の特定負担額・実費徴収の利用者負担については、別表2及び別表3のとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により重大事故が発生した場合は、長崎市と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うと共に職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第19条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(秘密保持)

第 20 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(教育・保育の質の評価)

第 21 条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

(2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第 22 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育、保育に係る提供記録

(3) 保護者からの苦情の内容等の記録

(4) 事故状況及び事故に際して取った処置についての記録

(補則)

第 23 条 この園則を改正、破棄する場合は、社会福祉法人えのき会理事会の議決を得ることとする。

この園則定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 職員の職種、及び職務内容

職種	員数	職務内容
園長	1	所属職員及び業務の管理を一元化に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指令命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1	園長を助け、命を受け職務をつかさどる。また園長が欠けたときはその職務を行う。
主幹保育 教諭	1	教育・保育内容と園運営について職員を統括し、園長を補佐し、地域との連携を図ると共に教育・保育計画と記録、評価について全体を管理する。
副主幹保育 教諭	1	
保育教諭	10	保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う。
子育て支援 員	3	保育教諭の職務を助ける。
栄養士	2	栄養教諭（栄養士）は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
調理師	1	調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務員	2	事務職員は、庶務及び会計事務に従事する。
スクールバス 運転士(用務)	2	スクールバス運転士は、園児の送迎業務に従事する。また園の諸用務に従事する。
クリーニング スタッフ(用務)	1	園内外における用務（清掃）に従事する。
学校医	1	学校医は、保年における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1	学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1	学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に受持する。
美術教諭	1	0.1.2.3.4.5 歳児の園児に造形の指導を行う。

別表2 実費に係る利用者負担

預かり保育料及び延長保育料

対象児童	利用時間	金額
2号認定子ども	延長保育 18:30～19:30	1時間につき 300円
3号認定子ども	延長保育 18:30～19:30	1時間につき 300円
1号認定子ども	延長保育 7:30～ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00～17:00	1日につき 450円 月額 9,000円
	延長保育 17:00～19:30	1時間につき 300円
新2号認定子ども	延長保育 7:30～ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00～17:00	※2 月額 0円
	延長保育 17:00～19:30	1時間につき 300円
新3号認定子ども	延長保育 7:30～ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00～17:00	1日につき 450円 ※3 月額 9,000円
	延長保育 17:00～19:30	1時間につき 300円

料金が発生した際に利用の都度、当日現金にて徴収する。その際領収書を発行する。

1号認定子どもの預かり保育料は、月末に納入袋配布後、翌月10日までに納入袋での収納とし、担当者の押印をもって領収印とする。

※2 保育の必要性があるので、無償化の対象となる。

※3 また新3号認定において、非課税世帯の場合は、無償化となるが、課税世帯については長崎市独自の補助制度として、上限3,000円までの補助がある。

別表 3
副食費

支給認定	給食費
3号認定	保育料に含まれる
2号認定	7,800円（副食費5,300円）
1号認定	6,800円（副食費4,300円）
新2号・新3号認定	5,800円（副食費4,300円）

野外活動費

<野外活動費について> — 1号・2号・3号・新2号・新3号認定

- ・ 月に1回お弁当の日などに『野外活動』を行う。遠出のお散歩の時にもバスを利用のため徴収する。

きょうだい児の上の児童は1,800円、下の児童は 1,200円とする。徴収方法として、口座振替。

※1歳児から5歳児を対象にお支払い頂きます。